

常務理事会運営規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟（以下「本連盟」という。）職務権限規程に基づき常務理事会の運営に関することを定める。

(構成員)

第2条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事(常務理事待遇を含む)をもって構成する。

(議長)

第3条 常務理事会は、会長が招集し議長となる。

(決議)

第4条 議案の決議は、構成員の合意により決定する。

(オブザーバーの出席)

第5条 会長が必要と認めたときは、常務理事会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規則は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。